

ねん きん 5.年金など

1.国 障害基礎年金（国民年金）

担当窓口：保険年金課年金係

国民年金加入中や20歳前で年金制度に加入していない期間に初診日（初めて医師等の診療を受けた日）がある病気やけがによって、障害等級の1・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

初診日が60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象です。

（障害基礎年金を受けるための要件）

次の要件すべてを満たした場合に支給されます。

- (1)初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。
- (2)障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1・2級のいずれかに該当していること。
※障害認定日に障害の状態が軽くても、65歳に達するまでに症状が悪化したときは、障害基礎年金を受け取ることができます。
- (3)初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。

①保険料納付要件の原則

初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間（保険料免除（全額免除・一部納付）期間・猶予期間・学生納付特例期間を含む）と厚生年金保険の被保険者期間（共済組合の組合員期間を含む）が3分の2以上あること。

②保険料納付要件の特例（令和8年3月31日までの特例）

令和8年3月31日以前に初診日がある場合は、上記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ要件を満たします。

（20歳前に初診日があるとき）

20歳前の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害基礎年金を請求し、障害等級の1・2級のいずれかに該当する場合、支給されます。ただし、本人の前年所得が一定額以上のときは、障害基礎年金の全額または半額の支給が停止されます。

（年金額（令和7年度の額））

	67歳以下の方	68歳以上の方
1級障害	1,039,625円（年額）	1,036,625円（年額）
2級障害	831,700円（年額）	829,300円（年額）

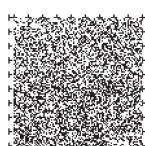
※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。詳しくは窓口にお問い合わせください。

窓口

保険年金課 年金係 TEL：042-335-4066

府中年金事務所 府中市府中町2-12-2 TEL：042-361-1011（代）

ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165



2. 国 特別障害給付金

担当窓口：保険年金課年金係

初診日（初めて医師等の診療を受けた日）に、国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかつた方のための制度です。

（対象）

次の(1)または(2)に該当し、国民年金に任意加入していなかつた期間中に生じた病気やけがによつて、現在、障害基礎年金の1・2級の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。申請についても65歳に達する前日までに請求する必要があります。

(1)平成3年3月以前に国民年金に任意加入対象であった学生

※夜間部、定時制、通信制等を除きます。

(2)昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者

（支給額（令和7年度の額））

障害基礎年金の1級に該当する方…月額 56,850円

障害基礎年金の2級に該当する方…月額 45,480円

窓口 保険年金課 年金係 TEL：042-335-4066



年
金

3. 国 障害厚生年金・障害手当金

（対象）

初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が厚生年金加入中の方で、次の2つの要件のどちらにも該当する方

（障害厚生年金・障害手当金を受けるための要件）

(1)障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1～3級のいずれかに該当していること。

※障害手当金の場合は、初診日から5年以内に治っていて、3級の障害よりやや軽い障害の状態にあること。

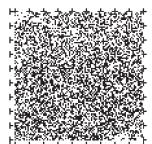
(2)障害厚生年金を受けるために必要な保険料の納付要件（前項目 障害基礎年金と同じ）を満たしていること。

※障害基礎年金と同様に障害認定日に障害の状態が軽くても、65歳に達するまでに症状が悪化したときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。

（年金額）

報酬比例の年金額に一定の率をかけた額が年金額となります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

窓口 府中年金事務所 府中市府中町2-12-2 TEL：042-361-1011 (代)
ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165



4. 都 心身障害者扶養共済制度

担当窓口：障害者福祉課援護係

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。（障害者1人にに対して、1人の保護者のみ加入可）

（対象）

次のすべての要件を満たしている方

- (1) 障害者（次項の障害者の範囲に該当する方）の保護者であること
- (2) 都内に住所を有すること
- (3) 年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
- (4) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

（障害者の範囲）

次のいずれかに該当する障害のある方

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者（1級～3級）
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が(1)または(2)と同程度の方（たとえば、精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

（掛け金と口数）

掛け金は加入年度の初日（4月1日）の加入者（保護者）の年齢により決定し、障害者1人につき2口まで加入できます。

1口当たり 月額9,300円～23,300円（金額は改定されることがあります。）

※ 加入者が次のいずれかに該当するときは、1口目の掛け金の減額申請ができます。

- (1) 生活保護を受けている場合
- (2) 市民税が非課税または免除されている場合
- (3) その他、知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

ただし、都外へ転出した場合と障害者の方が東京都心身障害者扶養年金制度の年金を受給している場合は、減額は受けられません。

（年金額）

1口当たり 月額20,000円

5. 市 原爆被爆者援護金

担当窓口：障害者福祉課生活係

援護金年額10,000円を指定口座に振り込みます。（毎年8月）

（対象）

被爆者健康手帳の交付を受けている方で、その年の7月1日現在、府中市民である方

